

# 被用者保険の適用拡大に関する広報

令和3年1月28日  
厚生労働省年金局総務課  
年金広報企画室

# 1 チラシ (案)

# **(1) 事業主向けチラシ (案)**

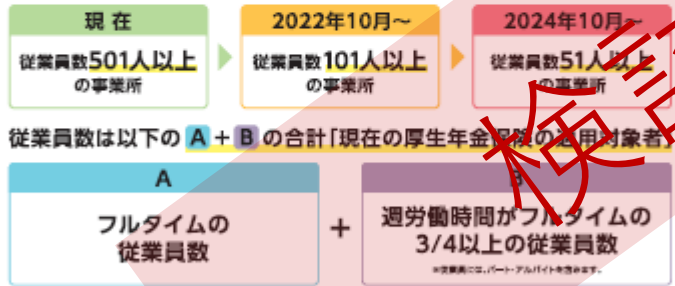
厚生労働省  
からの  
お知らせ

# 従業員数500人以下の 事業主のみなさまへ

## 法律改正により パート・アルバイトの 社会保険の加入条件が 変わります。



### 対象となる事業所



詳しくは、裏面や特設サイトをご覧ください。



## 適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



### 新たな加入対象者

新たな加入対象者は、  
右の全てにチェックが入った  
パート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2ヶ月以上の雇用の見込みがある
- 学生ではない

### 社会保険に加入するメリット

パート・アルバイトの方が社会保険(厚生年金・健康保険)に加入することにより、  
社会保険料のご負担が変わりますが、パート・アルバイト  
の方の保障が充実します。

**老後・障害・死亡の保障がさらに充実!**

- 1階(標準報酬額)に加えて2階(標準報酬額)の上乗せ。
- より若い障害にも保障給付が広がります。

**医療保険** みんなの医療保険がもっと充実!

- 傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給
- 出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

### 社内準備のステップは4つ!



**詳細な届出方法のご案内**  
厚生年金の「被保険者資格届出」の届出に関する詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください

**手続きページ**  
<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/keunen/tekiyo.html>

### 支援制度のご案内

**キャリアアップ助成金**  
ご案内

- 短時間労働者労働時間延長コース
- 選択的適用拡大導入期処遇改善コース
- 正社員化コース

申請は、都道府県労働局・ハローワークへ

**専門家活用支援事業**  
ご案内

適用拡大に関するノウハウ豊富な社会保険労務士を無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど数回にご相談いただけます。

詳しくは  
適用拡大特設サイトへ  
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>

## **(2) 被用者向けチラシ (案)**



# パート・アルバイトのみなさまへ

～あなたの年金が変わる～  
**大切なお知らせ**





**Step 1** 以下の勤め先が対象です。

現在	2022年10月～	2024年10月～
従業員数 501人以上 の勤め先	従業員数 101人以上 の勤め先	従業員数 51人以上 の勤め先

**Step 2** 以下の全てにチェックが入った方が対象です。

週の所定労働時間が 20時間以上	月給賃金が 8.8万円以上
2ヶ月以上の雇用の 見込みがある	学生ではない

**適用拡大特設サイト**

<https://www.mhlh.go.jp/teikyoku/total/index.html>

**具体的にどう変わるか知りたい方**






# パート・アルバイトのみなさまにお知らせ。 あなたの年金・医療保険が変わります。

**Point 1 年金の3つの保障が充実!**

年金が「**普建て**」になり  
保障が**ワイド**になります!

これまで	これから	変更が 上乗せ
老齢 年金 障害 年金 遺族 年金	老齢 年金 障害 年金 遺族 年金	遺族 年金 障害 年金 老齢 年金

年を取ったら受け取る

**老齢年金**



障害と認定されたら受け取る

**障害年金**



働き手がなくなったら受け取る

**遺族年金**



**Point 2 医療保険がさらに充実!**

**傷病手当金**

休病期間中、  
給与の2/3相当を支給



**出産手当金**

産休期間中、  
給与の2/3相当を支給



**保険料 保険料は口座振替から給料天引きに!**

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料になり、**給料からの天引き**になります。  
なお、保険料の半分は会社が負担します。

これまで	これから
本人 19,100円/月	会社 12,500円/月 本人 12,500円/月

※金額は一例であり、年収134万円以上の場合は、

表面

裏面



# 配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

～あなたの年金が変わる～  
大切なお知らせ



**Step 1** 以下の勤め先が対象です。

現在 従業員数 501人以上 の勤め先	2022年10月～ 従業員数 101人以上 の勤め先	2024年10月～ 従業員数 51人以上 の勤め先
------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

**Step 2** 以下の全てにチェックが入った方が対象です。

週所定労働時間が20時間以上	月額賃金が&8万円以上
2ヶ月以上の雇用の見込みがある	学生ではない

社会保険の  
あんしんを  
働くみんなに

**適用拡大  
特設サイト**  
<https://www.nhk.jp/tel/yokutadai/index.html>

**具体的に  
どう変わるか  
知りたい方**





# 配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまにお知らせ。 あなたの年金・医療保険が変わります。

これまで

これから

**Point 1 年金の3つの保障が充実!**

年金が2階建てになり保障がワイドになります!

基礎年金 基礎年金	厚生年金 厚生年金	国民年金 国民年金
基礎年金 基礎年金	厚生年金 厚生年金	遺族年金 遺族年金

年金が2階建てになり保障がワイドになります!

- 年をいったら受け取る **老齢年金**
- 障害と認定されたら受け取る **障害年金**
- 働き手がなくなったら受け取る **遺族年金**

**Point 2 医療保険がさらに充実!**

**傷病手当金**

病休期間中、給与の2/3相当を支給

**出産手当金**

産休期間中、給与の2/3相当を支給

扶養基準(130万円)を意識せず働けるようになります。

これまでは、被扶養親族者の年収が130万円を超えると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が増えるなどのデメリットが発生するもので、保障内容に変化はありませんでした。これからは、年収104万円(月額8,667円)を超える等の各要件を満たした場合には、厚生年金保険(厚生・国民健康保険)に加入し保険料負担(厚生・国民健康保険)が増えるなどのデメリットは発生するものの、その分保障も充実します。

これまで	これから
●保険料のご負担 130万円 ○本人負担分 15,199円/月	●保険料のご負担 130万円 ○本人負担分 12,588円/月
●年金受給 国民年金のみに入っている場合は国民年金受給となります。	●年金受給 国民年金と厚生年金に入っている場合は国民年金受給となります。
遺族年金(遺族)	遺族年金(遺族)

※世帯一割増し、年収130万円以上が対象です。 ※世帯一割増し、年収130万円以上が対象です。

## 2. リーフレット (案)



# **(1) 事業主向けリーフレット (案)**

厚生労働省から  
法律改正の  
お知らせ

従業員数500人以下の  
事業主のみなさまへ

# 社会保険適用拡大 ガイドブック



## 適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



検討中の募集





2022年10月から段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化され、社会保険料のご負担が変わります。

### 対象事業所 2Stepでわかる新たな適用範囲

#### Step1 企業の規模

新たに対象となる企業は段階的に拡大されます。



#### 従業員数の数え方

従業員数は現在の厚生年金の適用対象者数です。



#### Step2 新たな加入対象者の把握

新たな加入対象者は、次の条件全てを満たすパート・アルバイトの方です。

- 週の法定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2ヶ月以上の雇用の見込みがある
- 学生ではない



さらに詳しくはこちら / 対象企業についてP①をご覧ください。

### 社内準備 社内準備の4Step

◎厚生年金保険「被保険者資格取得届」提出までの準備フロー



まずは、社内の加入対象者、社内加入対象者に再確認を徹底しましょう。 → 事前に改めて従業員や中間管理職と確認しましょう。 → 厚生年金(被保険者資格取得届)を10月10日に提出期限に申請しましょう。



さらに詳しくはこちら / 社内準備についてP④-⑦をご覧ください。

### 支援制度 社内準備の際にご活用いただける支援制度をご用意いたしました。

<h4>キャリアアップ助成金のご案内</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 雇用安定助成金活用促進コース</li> <li>■ 雇用の適正拡大導入促進助成金コース</li> <li>■ 雇元強化コース</li> </ul>	<h4>専門家活用支援事業のご案内</h4> <p>雇用拡大への対応方針への検討、従業員への説明のサポート、手続に関するアドバイスなど業務に随時ご活用いただけます。</p>
<p>申請は、雇用安定助成金活用促進センターへ</p> <p>TEL: 03-6362-0777</p> <p>www.hosei.go.jp</p>	<p>詳しくは、雇用安定助成金活用促進センターへ</p> <p>TEL: 03-6362-0777</p> <p>www.hosei.go.jp</p>



さらに詳しくはこちら / 支援制度についてP⑧-⑩をご覧ください。



法律改正について詳しく  
ご説明させていただきます。

令和2年改正年金法

## パート・アルバイトの方の 年金や医療保険が変わります。



### ▶ ①2022年10月からの適用範囲

2022年10月5日から、従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。

### ▶ ②2024年10月からの適用範囲

2024年10月5日から、従業員数501人～1000人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。

### ▶ 従業員数のカウント方法

従業員数は以下のA+Bの合計（現在の厚生年金保険の適用対象者数）



※雇用として、従業員数の基準を判断（※）上記4号を除く。適用対象になります。  
 ※社会保険適用外、途中から適用していただき、労務、労務100%の50%以上がパート・アルバイトの労働者として適用します。  
 ※法人法、法人法が適用される企業を合併して、個人事業主が母体企業ごとにかウントします。  
 ※Bは週労働時間及び月労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員数です。

3



社内準備の4Stepを  
ご案内します。

基本的な流れをご案内いただき、必要な準備を進めてください。

## Step.1 | 加入対象者の把握

新たな加入対象者は、パート・アルバイトのうち、以下の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満  
※週労働時間30時間未満かつ、月平均労働時間が20時間以上30時間未満、かつ、月平均労働時間が20時間以上30時間未満、かつ、月平均労働時間が20時間以上30時間未満、かつ、月平均労働時間が20時間以上30時間未満。
- 月額賃金が6.8万円以上  
※基本給は、月平均賃金を指します。ただし、残業代・賞与・臨時的金銭給付等は含みません。  
 ※1月を収入の算入期間と定め、その月の収入（賞与等）  
 ※勤続料給付、（月）賃金及び賃金控除額に基いて算出された月額（月額賃金）  
 ※社会保険に加入しない人が定められた賃金（賃金控除額、賃金控除額及び賃金控除額）
- 2ヶ月以上の雇用の見込みがある
- 学生でない  
※学生でなくても社会保険に加入の対象です。



新たな加入対象者を把握した上で、社会保険料シミュレーターや専門家活用支援事業や各種補助金の活用等、貴社の対応方針を決定しましょう。



## Step.2 | 社内周知

新たに加入対象となるパート・アルバイトの皆さんに、法律改正の内容が適宜に届くよう、社内の周知に努めましょう。従業員向けのチラシやリーフレット・動画などを活用して、社会保険のメリットを分かりやすくわかりやすく説明してください。



4



従業員とのコミュニケーションの  
ポイントをご説明します。

### Step.3 | 従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談をしましょう。

#### 説明会

対象者のみなさんを集めた説明会を開催



#### 個人面談

それぞれの対象者に希望や事情なども聞きながら説明



※従業員とのコミュニケーションについて、必要に応じて貴社の労働組合とご相談ください。



個人面談の際には次のポイントをお伝えしましょう。

- 社会保険の新たな加入対象者であることを伝える
- 社会保険の加入メリットを伝える ▶ P.5
- 今後の労働時間などについて話し合う



その際、以下のキャリアアップにつながる提案をすることも可能です。

- 本人が希望すれば労働時間の延長を提案
- 本人が希望すれば正社員への転換を提案

※この欄は労働時間延長に適用されず、正社員への転換に適用されます。

5



社会保険の加入メリットを伝える際には  
従業員向けのリーフレットを活用して  
説明しましょう。

Part 1

年金が“2階建て”になり一生運用が取れます！  
老後・障害・死亡の3つの保障が充実！

#### 年金 老齢年金

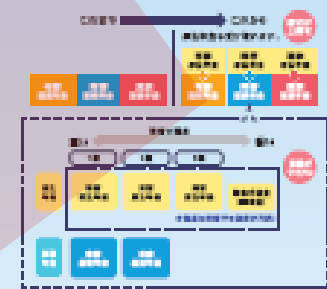
受給資格期間を満たした方で65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

#### 年金 障害年金

障害やけがなどで障害状態と認定された場合に受け取ることができる年金です。2階建てに加入して保障が拡張されています。

#### 年金 死亡年金

被保険者が亡くなったときに、残された遺族の生活に役立つことができる年金です。



Part 2

医療保険がさらに充実！

#### 介護保険

介護保険料を減額できる

#### 出産手当金

産休期間中、給与の2/3が支給される

パート・アルバイトの方

保険料は口座振替から毎月天引きに！

これまで口座振替のみの方で支払っていた厚生年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・国民健康保険料に加え、医療保険料も天引きになります。なお、保険料の半額は会社が負担します。

医療費は口座振替から毎月天引きに！

これまで、国民健康保険料の半額が10万円を超えると、保険料負担（国民年金・国民健康保険）が増えることがありましたが、保険内容に変化はありません。これからは、毎月10万円（月額4万円）を超える月の賃金を差し引きます。厚生年金保険料（厚生）・国民健康保険（国民）に加入し国民健康保険（厚生・国民）（医療費半）が新たに発生するものの、半分の負担も負担します。

これまで → 今

半額負担の保険	半額負担の保険	半額負担の保険
厚生年金保険料 10,100円/月	厚生年金保険料 10,100円/月	厚生年金保険料 10,100円/月
国民健康保険料 10,100円/月	国民健康保険料 10,100円/月	国民健康保険料 10,100円/月
国民年金保険料 10,100円/月	国民年金保険料 10,100円/月	国民年金保険料 10,100円/月

※この欄は労働時間延長に適用されず、正社員への転換に適用されます。

6





## **(2) 被用者用リーフレット (案)**





あなたの年金がどう変わるか  
確認してみましょう。  
詳しくはねんきんネットで確認!

### 年金額(月額)の目安

年金額 元入金額	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
1年					
5年					
10年					
15年					
20年					
25年					
30年					

### 年金保険料(月額)の目安

	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
保険料額					

ご自身の年金額を調べたい方は  
**ねんきんネット**  
<http://www.nenkin.go.jp/ny-net/>

年度の社会保険料を調べたい方は  
**年金ポータル**  
<http://www.nenkin.go.jp/tennportal/tennportal/>



パート・アルバイトのみなさまへ  
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

## 社会保険適用拡大 ガイドブック

以下の勤め先で

2022年10月～ 従業員数 501人以上 の勤め先	2023年10月～ 従業員数 101人以上 の勤め先	2024年10月～ 従業員数 51人以上 の勤め先
-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

以下の全てにチェックが  
2 入った方が対象です。

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が 20時間以上	<input type="checkbox"/> 月収賃金が 8.8万円以上
<input type="checkbox"/> 2か月以上の 雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> 学生ではない

社会保険の  
あんしんを  
働くみなさんに!

### 適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoutakudai/index.html>



法律改正のご案内



パート・アルバイトのみならず、  
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみならずへ  
あなたの年金・医療保険が変わります。

メリット  
年金

年金が“2階建て”になり一生運受け取れます！  
老後・障害・死亡の3つの保障が充実！

上乗せ 老齢年金

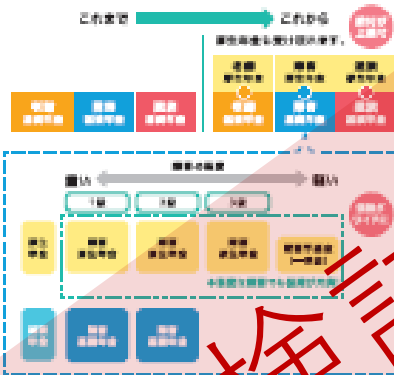
雇用者期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることで得る年金です（障害）。

上乗せ 障害年金

病状やけがなどで障害状態と認定された場合に支給される年金です。2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

上乗せ 遺族年金

被養関係がなくなったときに、預された遺族に対して支給される年金です。



メリット  
医療

あんしんの医療保険がさらに充実！

傷病手当金

病体期間中、  
給与の2/3相当を支給

出産手当金

産休期間中、  
給与の2/3相当を支給



ご自身の年金・医療保険がどう変わるか  
気になる方はこちらをご覧ください。

年金・医療保険のメリットを詳しく知りたい方は P3〜4をご覧ください。  
自分の年金がどう変わるのかシミュレーションしたい方は P5〜7をご覧ください。

法律  
改正

従業員数101人〜500人の勤め先が対象です。

(2024年10月からは1人以上の勤め先が対象です。)

パート・アルバイトもチェックが入った方が対象です。

check 週の雇用が20日以上  
check 2ヶ月以上の雇用が見込みがある

check 月額賃金が8.8万円以上

check 学生でない

※パート・アルバイトは雇用期間が1年以上継続して勤務していることが条件です。

パート・アルバイトの方



保険料は口頭で告知から給与天引きに!

この年の口頭告知などの方法で交っていた雇用者（雇用者側）が、厚生年金保険料・健康保険料が変わり、雇用者側負担になります。なお、保険料負担は会社が負担します。

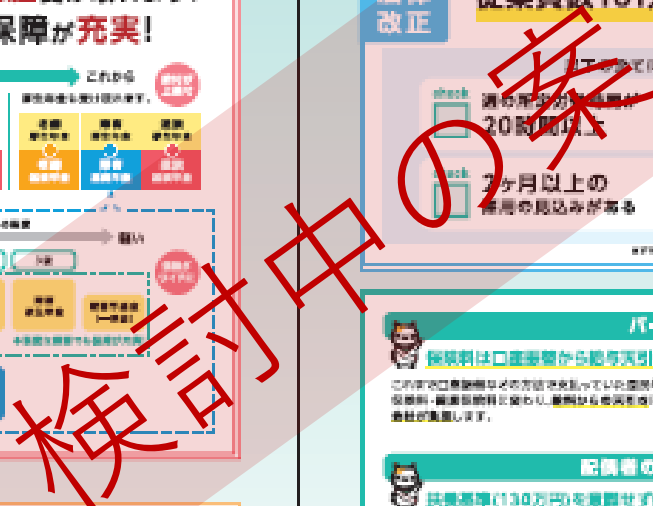
健康保険料	12,500円/月
厚生年金保険料	12,500円/月

配偶者の扶養の範囲でお勤めの方



扶養料(130万円)を肩代わりする5万円!

この年の12月31日現在で年収が130万円を超えると、配偶者控除(配偶者控除-配偶者扶養)が別荘に発生するなどの、配偶者側に発生しなくなる。この場合は、年収130万円(控除も8万円)を超えると配偶者控除なしの時点で、厚生年金保険(健康保険)に加入し保険料負担(健康保険)が別荘に発生するなどの、年収が別荘に発生します。



## 今回の改正で年金・医療保険が

## どう変わるか詳細にご説明します！

### 老齢年金の充実

- 厚生年金に加入することで、1階(定額部分)に加えて**2階(報酬比例部分)**が**上乘せされます。**

※月給14万円(年収168万円)を例

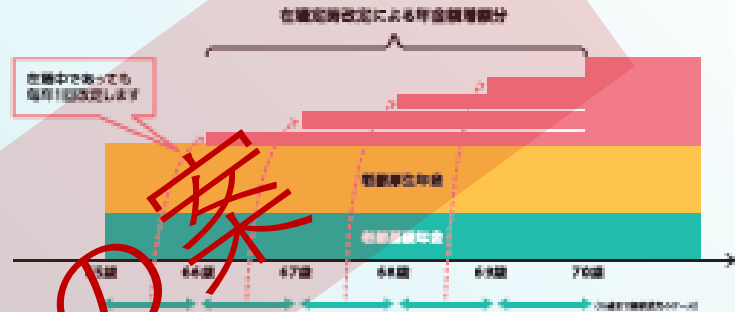
	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額(目安)
20年間加入	月額8,100円	月額 3,000円(年額108,600円) × 歳月
10年間加入	月額8,100円	月額 4,600円(年額54,700円) × 歳月
1年間加入	月額8,100円	月額 500円(年額5,400円) × 歳月

※詳しくは厚生年金事務所にご相談ください。

- さらに60歳以上の方が厚生年金に加入した場合

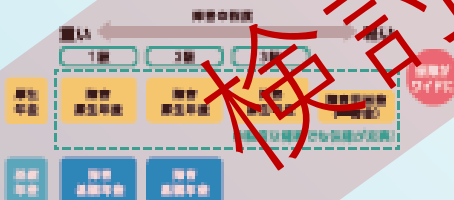
過去に厚生年金に加入していた期間が40年未満の方は、2階(報酬比例部分)のみならず、1階(定額部分)の年金額も増えます(繰上りの期間)。また、基礎年金2階の年金額も、加入開始1年あたり月額1,400円(年額約16,800円)です。

- さらに65歳以上の方が厚生年金に加入した場合→加入資格に応じて毎年一回年金額が増額されます。65歳以降、年金を繰上げ受け取る場合も繰上りの期間に応じて1ヶ月の年金額が増加し、1階分の加入月数が増えます。2022年4月以降実施



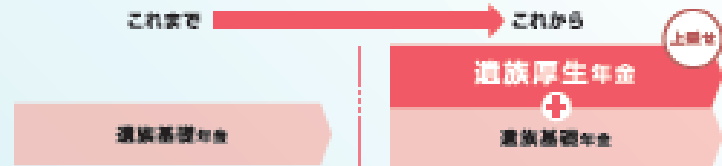
### 障害年金の充実

- 障害年金加入中の期間については、障害基礎年金1・2級の要件(障害認定期間)に加え、障害厚生年金の上乗せが受け取れます。障害厚生年金は、申請時年金額を高い加入期間が短くてよい(20%増)の給付が増額されます。
- 2級中それより高い一級の障害の要件、障害年金認定時の障害年金の支給額が増分されるほか、障害年金に加入すると、障害厚生年金の2階(報酬比例部分)の給付の支給が受けられます。



### 遺族年金の充実

- 厚生年金に加入することで、遺族基礎年金に加えて**遺族厚生年金**が受け取れます。



### 健康保険の充実



#### 傷病手当金 労務期間中、給与の2/3相当を支給

- 傷病期間に加入していると、傷病料の支給による療養の支費をカバーすることで安心な生活が送れます。また、傷病料の支給が開始された日から42日(休業56日)が標準で支給されることにより、療養(回復)期間が長ければ、傷病手当金の支給が受けられます。



#### 出産手当金 労務期間中、給与の2/3相当を支給

- 健康保険に加入すると、産休期間が労務のため会社休みの、報酬が受けられないときに、産前42日(産後56日)まで0円、出産手当金の支給が受けられます。

